

公益財団法人岩手県南技術研究センター理事の職務権限に関する規則

平成 25 年 6 月 3 日制定

規則第 1 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）
- 第 2 章 理事の職務権限（第 4 条－第 8 条）
- 第 3 章 補則（第 9 条－第 10 条）
- 附 則

第 1 章 総則

（目 的）

第 1 条 この規則は、公益財団法人岩手県南技術研究センター（以下「この法人」という。）の定款第 24 条の規定に基づき、この法人の理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

（定 義）

第 2 条 この規則において、理事とは、理事並びに代表理事たる理事長及び業務執行理事たる副理事長、所長をいう。

（法令等の遵守）

第 3 条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規則等を遵守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第 2 章 理事の職務権限

（理 事）

第 4 条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

（理事長）

第 5 条 理事長の職務権限は、別表に掲げるものとする。

(副理事長)

第6条 副理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- (2) 理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって理事長の業務執行に係る職務を代行する。

(所長)

第7条 所長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 事務局を統括するとともに、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- (2) 理事長及び副理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。

(代行順序の決定)

第8条 第6条第2号に規定する順序については、毎事業年度最初の理事会において決定するものとする。

第3章 補則

(細 則)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改 廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規則は、平成25年6月3日から施行する。

別表

理事の職務権限

決 裁 事 項	決 裁 権 者			
	理事長	副理事長		所長
		総務担当	渉外担当	
事業計画及び予算の案の作成に関する事	○			
事業報告及び決算の案の作成に関する事	○			
人事及び給与制度の立案に関する事	○			
重要な使用人以外の者の任用に関する事	○			
国外出張に関する事	○			
国内出張（役員）に関する事	○			
国内出張（重要な使用人）に関する事				○
契約の締結				
1 件 1,000 万円以上	○			
1 件 1,000 万円未満				○
一関市との契約		○		
支出				
1 件 1,000 万円以上	○			
1 件 1,000 万円未満				○
補助事業（申請・変更・補助金請求）に関する事	○			
事業の実施に関する事				○
借入に関する事	○			
基金の運用に関する事	○			
賛助会員に関する事				○
職員の教育・研修に関する事				○
渉外に関する事				○
福利厚生（役員含む）に関する事				○
外部に対する文書発簡				
とくに重要なもの	○			
重要なもの				○